

阿辻委員からの提出意見

1 固有名詞と字種の問題

当用漢字と常用漢字には制限と目安という性格のちがいはあっても、どちらも日本語の表記に使える漢字を一定の数に絞りこもうとする方向をもっています。しかし地名や姓については、そこに包括されない表外字が多く使われている現実があつて、その地名や姓を漢字規格の適用外としないかぎり、たとえば「佐とう栄作」「大さか府さかい市」(表外字をかな書きにした場合)とか、あるいは「佐東栄作」「大坂府境市」(「言い換え」を適用した場合)という表記にならざるを得ず、この点から、当用漢字ならびに常用漢字は固有名詞を対象外にせざるを得なかったと思われまふ。

2 固有名詞と字体の問題

当用漢字字体表の公布以後、常用漢字制定以後も引き続いて、表内字については規範的な字体が定められており、規範にあわない字体は(デザイン差に属するものを除いて)使うべきではないとされています。

同一の漢字に関して複数の字体が使われることはいたずらに混乱を招くだけであつて、日常的な文章においては1字種1字体が望ましいことはいふまでもなく、その方式が今日ではほぼ全面的に問題なく定着していると思えます。

しかし地名や姓については1字種1字体が適用しがたい部分があつて、姓においては沢⇄澤や団⇄團、浅⇄淺、辺⇄邊など新旧字体の区別とその墨守が、時には行政の側からも主張されますし、実際に富⇄冨、島⇄島・嶋、高⇄高など、本来は淘汰されるべき異体字の方を使うことを強固に主張する方々が、世間にけっこうたくさんおられます。

この固有名詞—特に姓—に使われる異体字を常用漢字で規範とする字体に置きかえることに対しては反対意見も相当に強く、したがつて、この点からも当用漢字ならびに常用漢字は固有名詞を対象外とせざるを得なかったと思われまふ。

3 状況は基本的に不変

固有名詞については、上述の通り字種の面でも字体の面でも規範的な字体に統一しがたいという状況がかつてあり、そしてその状況は、今後においても、かなりの時間にわたつて継続されるのではないかと小生は考えまふ。

現在審議中の新しい漢字の規格がどのようなものに結実するにせよ、規範を確立することとは別に、固有名詞については依然として上述の問題が存在することは確実であつて、それゆゑ、今回もまた「固有名詞は対象としない」という方向で行かざるを得ないのではないかと考えまふ(名については時間の経過とともに規範的な字体で統一されていくと思われまふ)。

ただ、これまでのように単に「固有名詞を対象としない」と述べるだけではなく、固有名詞を対象外としたことの原因や経緯に関する説明を、前文や前書き・凡例などの部分に、ある程度詳しく説明をつける必要があると愚考いたします。